

入札条件

1. 入札の執行時間を厳守すること。
2. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
3. 落札価格は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とする。
4. 落札業者は、落札後すみやかに課税事業者であるか免税事業者であるかを書面をもって届けること。
5. 落札者は、委託業務主管課に連絡し委託業務協議を行うこと。
6. 委託業務履行期限を厳守すること。